

長浜市告示第326号

長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年8月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに、不登校児童生徒の多様な学びの場を確保することを目的として、不登校児童生徒がフリースクール等民間施設を利用するために要する経費に対し、その保護者の経済的負担を軽減し、及び普通教育に相当する教育の機会の確保に資するため、予算の範囲内において長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、長浜市立小学校、中学校又は義務教育学校（以下「学校」と総称する。）に在籍する者をいう。
- (2) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する者をいう。
- (3) フリースクール等民間施設 不登校児童生徒を支援する施設であって、次に掲げる基準をいずれも満たすものをいう。
 - ア 不登校児童生徒に対する支援を主たる目的とし、社会的自立を目指す指導・相談を行っていること。
 - イ 教員免許保持者、公認心理士、社会福祉士等の指導・相談に関する専門的知識を有する運営者又は指導・相談スタッフが在籍していること。
 - ウ 性犯罪に関わっていたと市長が別に定める基準に該当したことがある者が、運営者及び指導・相談スタッフとして在籍していないこと。
 - エ 学校の授業時間内（おおむね午前8時30分から午後4時00分まで）に不登校児童生徒の受入れができること。
 - オ 不登校児童生徒及びその保護者の承諾を得て、学校及び市に対し不登校児童生徒及びその家庭の支援に必要な情報交換その他の連携・協力が可能であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、児童生徒の保護者であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第6条の規定による申請のあった日（以下この条において「申請日」という。）前1年以内の期間において、在籍する学校（以下「在籍学校」という。）に延べ30日以上登校していない児童生徒の保護者であること。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
 - (2) 週1回以上フリースクール等民間施設に通所する児童生徒の保護者であること。ただし、体調不良、忌引きその他市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
 - (3) フリースクール等民間施設での児童生徒の様子等に関する情報について、フリースクール等民間施設が在籍学校に情報提供することを承諾すること。
 - (4) 申請日の属する年度において、生活保護費又は就学援助費を受給していること。
- （補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、児童生徒の保護者がフリースクール等民間施設に支払う授業料（市長が授業料に準ずるものとして認めるものを含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は補助対象経費としない。

- (1) 入会金、年会費、入学金その他のフリースクール等民間施設の利用の準備に係る費用
- (2) フリースクール等民間施設の利用に係る交通費
- (3) 寮費、教材費、実習費、イベント参加費その他のフリースクール等民間施設の利用に伴う実費負担に係る費用
- (4) フリースクール等民間施設の体験利用に係る費用

3 補助対象経費は、児童生徒1人当たり、生活保護費を受給する世帯にあつては月額10,000円、就学援助費を受給する世帯にあつては月額14,000円を限度とする。

4 2施設以上のフリースクール等民間施設を利用する場合の補助対象経費は、これを合計した金額とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、第8条第2項に規定するフリースクール等民間施設を利用した期間の区分ごとに算定するものとし、次の各号に掲げる補助対象者の属する世帯の区分に応じ、補助対象経費に当該各号に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、フリースクール等民間施設を利用した月数に10,000円を乗じて得た額を限度とする。

- (1) 生活保護費を受給する世帯 100分の100
- (2) 就学援助費を受給する世帯 100分の75

（対象者の認定申請）

第6条 補助対象者として認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金対象者認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 紹介パンフレット等のフリースクール等民間施設の概要が確認できる書類
- (2) 契約約款等の契約条項が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（対象者の認定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査のう

え、認否を決定するものとする。この場合において、市長は、当該児童生徒の在籍学校の校長に意見を聴取できるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助対象者として認定すると決定したときは、長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金対象者認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助対象者として認定しないと決定したときは、長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金対象者否認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請等）

第8条 前条第1項の規定により補助対象者として認定を受けた者（以下「補助認定者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒補助金交付申請書兼請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) フリースクール等民間施設の利用状況報告書（様式第5号）
- (2) 領収書の写し等の補助対象経費の支払状況が確認できる書類
- (3) 振込口座の情報が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助認定者は、次の表の左欄に掲げるフリースクール等民間施設を利用した期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる申請期間に前項の規定による申請をしなければならない。ただし、当該期間に申請書を提出することが困難と市長が認める場合は、この限りでない。

施設を利用した期間	申請期間
4月8日から7月20日まで	7月21日から8月31日まで
9月1日から12月23日まで	12月24日から翌年1月31日まで
1月7日から3月24日まで	3月25日から3月31日まで

（交付の決定等）

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査のうえ、交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金の額を確定し、長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付決定通知書（様式第6号）により補助認定者に通知し、及び補助金を交付するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないと決定したときは、長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金不交付決定通知書（様式第7号）により補助認定者に通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第10条 規則第14条第1項に規定する実績報告は、第8条第1項に規定する長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付申請書兼請求書及びその添付書類の提出をもってなされたものとみなす。

（補助金の額の確定）

第11条 規則第15条第1項に規定する補助金の額の確定は、第9条第2項の規定による交付決定をもってなされたものとみなす。

(補助金の交付決定の取消し及び不当利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金を受けた者に対し、第9条第2項の規定による交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第8号）により当該補助認定者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和6年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。